

令和5年 第6回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

- 1 開催日時 令和5年6月26日(月) 午後1時30分～午後3時02分
- 2 開催場所 安中市役所第201会議室
- 3 出席委員 (15人)
出席者 1番 宇佐美幸雄 2番 山田 茂 3番 竹内 佳重
 4番 宮口 太郎 6番 井上 豊 7番 芝崎 篤子
 9番 神宮 俊夫 10番 戸塚 勉 11番 橋本 一男
 12番 武井 洋一 13番 田中 正明 14番 中山 範雄
 15番 金井 亮 16番 伏田 再子 17番 丸山 征二
- 4 欠席委員 (2人)
 5番 森泉壽義雄 8番 眞砂 幸光
- 5 議事日程
 日程第 1 議事録署名人の指名について
 日程第 2 会務の報告について
 日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
 日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
- 6 農業委員会事務局職員
 事務局長 小野 恭義 庶務兼農業振興係長 新井 雅彦
 農地係長 新部 俊之 農地係 真下 貴光
 農業振興係 大河原健斗

会議の概要

- 議長 ただいまから令和5年第6回農業委員会総会を開会いたします。
- 出席委員は17名中15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。
- 本日の総会開催に当たり、5番森泉壽義雄委員、8番眞砂幸光委員より欠席届が提出されておりますので、報告します。
- 日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。
- 安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員です

が、議長から指名することに異議ありませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認め、1番宇佐美幸雄委員・9番神宮俊夫委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局

令和5年5月25日開催の第5回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係が2件、第5条関係16件につきましては、令和5年6月16日付で許可書を発送いたしました。

現況証明の5月分取扱いについてですけれども、1件、1筆の申請があり、転用許可の目的どおり使用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。
令和5年度全国農業委員会会長大会が5月30日、東京都文京区の文京シビックホールで開催され、丸山会長が出席されました。

令和5年度西部農村女性会議第1回役員会が6月14日に高崎市の群馬県高崎合同庁舎で開催され、伏田委員が出席されました。

群馬県農業会議の第3回常設審議委員会が6月16日に前橋のJAビルで開催され、丸山会長が出席されました。同日、会場をホテルラシーネ新前橋市に移しまして、群馬県農業会議役員等による意見交換会が開催され、こちらにも丸山会長が出席されております。

ぐんま農業委員女性ネットワーク第2回理事会が6月19日に前橋JAビルで開催され、芝崎委員が出席されました。

また、令和5年第2回安中市議会定例会が6月9日から6月26日の間開催されました。一覧のとおり、報告が6件、議案が10件提出され、議案全てが採択されました。

報告は以上です。

議長

次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年6月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法3条の申請は、議案書1ページ記載の7件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たす

と考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

その前に、本日、8番委員が欠席しておりますので、8番委員から意見書が提出されていますので、事務局で代読させていただきます。

事務局 議案第1号、農地法3条関係の5番になります。〇〇農用地になりまして、現在の地権者さんのほうが所有地の整理を考えておりまして、こちらの農地について受け人の方に贈与するものでございます。特に問題なかろうかと思われま

す。

以上です。

議長 ほかに意見のある方お願いします。

15番。

15番委員 15番です。1号の農地法3条関係の1番、2番、3番です。それで、1番、2番ですが、見に行ってきたのですが、道路に北側ないし東側に囲まれていまして、特に営農型の太陽光を造るということですが、きれいに整地されていまして、周辺農地あるのですが、特に支障になるような条件ではないと思います。それと、あと3番ですが、3番の所有者は農地、自宅等も全部整理しまして、本人は〇〇という公営団地に入っております、もう農業をするつもりがないということで、所有権移転売買するということで、農地というのは道路に面しております、かなり農業をやる条件としてはいい土地かと思えます。特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第1号、農地法3条関係の4番です。本件につきましては、昨年7月25日開催の当委員会で登録空き家に付随する農地について、3条申請をすることによって農地を取得した〇〇がまたその隣接地を取得したいための申請があったものでございます。2010年に〇〇を取得しておりまして、〇〇で5年間ほど農業経験もあるとのこととございました。昨年取得した農地と併せてカボチャを主体に栽培したいとのこととございます。当初申請時に農機の確保状況、草刈り機1台ということでしたが、現在は今回の申請時点で1

ページの4番のところ、農機の確保状況を見ていただきますと、小型トラクター、枝チッパー、チェーンソー、耕運機それぞれ1台そろえているということで、本気度はうかがえると思います。ちなみに、枝チッパー、チェーンソーにつきましては、今回の取得の土地も梅畑といたしますか、前回取得のところにも梅の木の古木が結構生えておりまして、抜根してカボチャの栽培に専念したいということでもありますので、それに使う準備ということであると思います。取得農地につきまして、効率よく活用して耕作を行っていくことがうかがえますので、参考までによりしくお願いいたします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番 2番です。議案第1号、農地法第3条の6番です。これ交換ということで問題ないかと思われま。

以上です。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ、17番から。7番の案件ですが、これ本日呼び出しもしておりますので、業者さんの話をよく聞いて判断していただきたいと思います。場所とすれば道路から1段高く上がったところで他の農地への影響は少ないかと思われま。

議長 それでは、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思いま。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませ。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に5番から7番の3件、3班に1番から4番の4件、以上合計7件を付託しま。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題としま。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明をお願いしま。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したか

ら審議のうえ議決願いたい。

令和5年6月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、6月22日に実施されました申請地、面積1,000平米及び営農型太陽光発電用地案件に係る4条、5条の申請12件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨をご報告させていただきます。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書2ページ記載の3件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

13番。

13番委員 議案第2号、農地法第4条の2番です。この土地は、〇〇というところで山奥で、私のうちから30分から40分ぐらい上がった土地であります。ここに書かれておりますように、相続したのですけれども、無許可で建物を建てたということで、一応始末書が提出されておりますので、特に問題ないと思われま。よろしく申し上げます。

以上です。

議長 1号議案に引き続き8番委員が欠席で、意見書が提出されておりますので、事務局より代読願います。

事務局 議案第2号、農地法4条の1番になります。〇〇の農地になりまして、土地は既に住宅が建てられております。こちらについては地権者が昔住んでいた家とのことで、始末書も添付されており、問題なかろうかと思われま。

以上です。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場

合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認め、1班に1番から3番の3件、以上合計3件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和5年6月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。令和5年6月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書3ページから5ページ記載の18件及び計画変更申請2件の計20件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりました。

先ほどに引き続きまして、8番委員欠席につき、意見書が提出されておりますので、事務局より代読をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法5条関係の15番になります。〇〇の土地になりまして、〇〇の入り口付近の土地になります。周りに住宅が建ち始めているような地区でありまして、特に転用について問題ないかと思われまます。

以上です。

議長

意見のある方はお願いします。

14番。

14番委員

14番です。議案第3号、農地法第5条の4番、〇〇の道路挟んで南側になる土地なのですが、周辺は土地改良してあって、畑となっている場所ですが、倉庫前で昔からの道路沿いです。非常に狭い土地が細長く幾つかつながっているような土地で、周辺に及ぼす影響もなく問題ないと思われまます。

続きまして、8番、これは〇〇の東側の線路の土手上に当たる土地で、既に西側には太陽光発電がありまして、周辺も非常に荒れている耕作されていないような土地が幾つかつながっている土地で特に問題ないと思われまます。

あと、9番です。これは、〇〇をまたぐ立体交差があるのですが、そのすぐ西

側、線路沿いです。ここは長年耕作されておりませんで、周辺農地に影響がないと思われ、特に問題ないと思われまます。

農地法第5条の既定による許可の事業計画変更書、これも2番につきましては以前許可を受けていた土地を継承者に引き継ぐということでありまして、特にないと思われまます。

以上です。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の2番、7番、16番の3件です。まず、2番です。周りのほうは住宅地でありまして、その奥の土地ということで問題ないかと思われまます。

7番です。農用地区域内の農地ですけれども、端っこのところでありまして、一時転用ということ問題ないかと思われまます。

16番です。3種農地でありまして、周りは住宅地化されて、これも問題ないかと思われまます。

以上です。

議長 ほかにありますか。

4番。

4番委員 4番です。議案第3号、農地法第5条関係の12番でございます。これは、今〇〇に〇〇の工場を造っているところでございまして、その駐車場ということで問題ないと思いまますので、よろしくご審議お願い申し上げます。

以上です。

議長 ほかにありますか。

3番。

3番委員 3番です。3号の5条関係の5番です。この土地については、周りはある程度住宅があるところなのですけれども、〇〇の土地ということでこの土地は問題ないと思われまますので、また2種農地ということで問題ないと思われまますので、よろしくお願いまます。

議長 ほかにありますか。

13番。

13番委員 13番です。議案第3号の農地法第5条の13番です。この土地は〇〇のところでありまして、〇〇を行くのですけれども、南側で道そばでありました。そ

ここで昔〇〇を営んでいたのですけれども、廃業、つぶれて、今住んでおりません。そこでなののですけれども、一応庭と駐車場を拡張したいということで新設されております。特に問題ないと思われまますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。3号の農地法第5条のうちの3番と11番と17番です。3番ですが、3番は先ほど農地法の第3条のところで説明したとおりなのですが、ブルーベリーを作付するということで、日当たりは極めていいということで、ブルーベリーを作付けして栽培しているかどうか見ていきたいと思ひます。

それと、あと11番ですが、11番は既に周りがほとんど太陽光発電の施設になっておりまして、唯一ここだけが何もしていないという農地なのですが、特に周りは太陽光発電で囲まれておりますので、特に問題ないところかなと思ひます。

17番ですが、17番は道路の脇の畑で斜面のひな壇状の畑になっておりまして、書いてある理由のとおり日照条件はいいということで問題ないと思ひます。民家との関係も特に問題ないと思ひて見てきました。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

1番。

1番委員 議案第3号、農地法5条の規定の申請の10番、14番、18番、3件になります。10番に関しては、この前皆様と現地調査をさせていただきまして、特に問題はないと思われまます。

14番は、隣は田んぼがあります。全然耕作はされておひりませんが、段差とか格差がありまして、一連の作業には差し支えが起きないと思われまます。

それと、18番は、場所は一般住宅の隣についていまして市道に面してありまして、ここも特には問題はないと思われまます。参考におひりします。

議 長 ほかにありますか。

17番委員 なければ、17番から。議案第3号、農地法5条の1番に関しましては、これ前日、皆さん現地確認していただいたところでありまますが、宅地化の進んだ地域でありまして、周辺農地に影響はないと思ひます。

続きまして、6番ですが、こちらは周辺は全て宅地になってありまして、農地

への影響はないと考えますので、ご参考によろしく申し上げます。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に6番から8番の3件、併せて計画変更1番の計4件、2班に9番から18番の10件、3班に1番から5番の5件、併せて計画変更2番の計6件、以上合計20件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 2:13)

(書類審査)

(再開午後 2:34)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の7番及び関連する議案第2号4条関係3番の案件申請者から説明を求めたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号7番及び議案第2号3番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号7番及び議案第2号3番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

7番ほか申請者 初めまして、お世話になります。行政書士〇〇事務所の〇〇と申します。本日は、事業者の〇〇さんの代理人としてお伺いさせていただきました。よろしく申し上げます。

7番ほか申請者 皆様、よろしく申し上げます。株式会社〇〇の〇〇と申します。本日、お招きいただきましてありがとうございます。事業内容のほうはこの後行政書士

事務所の〇〇のほうから話させていただきます。よろしく願いいたします。

7番ほか申請者 そうしましたら、事業内容の説明に移らせていただければと思います。

農地転用の申請書の中でも記載させていただいた内容なのですが、営農型太陽光の申請をさせていただいております。事業者さんなのですけれども、ここにいらっしゃる株式会社〇〇さんが耕作を行って、上で太陽光発電を行うという計画になっております。作物なのですけれども、これまで〇〇さんとしてはサカキを営農型太陽光でやっていただいておりますが、今回に関してはシキミという植物を栽培させていただく予定となっております。シキミに関しては、パネルの下でもパネルの下以外でも育つという作物になっております。シキミに関しては、ひなたでも育つということではあるのですが、パネルの下で育てることで葉の色もよくなる、質がよくなるということもございます。今回事業地としては、お手元にある資料を見ていただけると分かるかと思うのですが、非常に広い土地になっております。具体的に面積は約1,800平米ございまして、シキミに関しては、パネルの下だけではなくてほかの空いている土地でも耕作をしていただく事には話としてはなっております。特にシキミに関しては獣よけにもなるので、例えば入り口、獣よけになる理由としては、シキミ自体が毒性を持っているということで、獣が近寄りづらくなっていくというところがございしますので、道路沿いにはシキミを植える予定では考えられております。あと、パネル下だけではなくて空いたスペースに関してもシキミを育てるという計画を取っていただいておりますので、収量としてはパネルの下と、あと空いた敷地で耕作をしていただいた所が収量になってくるかなと思います。シキミ自体の需要に関してなのですけれども、これまでサカキを育ててきたのですが、実際需要としてはシキミのほうが市場としては大きいと言われております。シキミは仏事に使われるのですが、例えばお焼香とか、あとお線香、そういったところにも使われるところがあるので、市場規模としてはどちらかというとシキミのほうが多いと。ただ、サカキのほうが単価としては市場が少ない分高くなりやすいところがあって、今回シキミにさせていただいたのもサカキとシキミ両方とも育てて、シキミのほうが市場が大きいので安定はしやすいというところで、どちらも育ててみようというところで選定している、と。あと、空いた敷地もあったので、シキミを周りのところでも育てられるということもあってシキミを選んでいただいたということです。意見書にもございますが、〇〇さんという会社さんがシキミも育てられておりまして、サカキのコンサル

ティングというか、栽培指導を行っていただいているのですが、シキミとサカキを育てる環境というか、植物の科は違うのですけれども、環境としてはかなり近いところがあるという事で、安中市でも問題なく育つだろうというところの話をいただいております。ちゃんと育てる上でも指導、アドバイスを受けて進めていく形になります。注意しなければいけないのは、シキミ自体がどちらかという虫にちょっと弱い性質がありますので、消毒とかはしっかりしていかなければいけないというところはアドバイスとして頂いています。一応計画としてはそのような計画になっております。

以上です。

議長 よろしいですか。

7番ほか申請者 はい。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問等のある方はお願いします。

16番。

16番委員 16番です。お疲れさまです。私も初めてシキミというのを伺ったのですが、私の中ではサカキのほうが需要が、各ご家庭に神棚等がありますので、そちらのほうが需要が大きいかなんていうふうに思ったのですが、実際はシキミのほうが多いのですか。

7番ほか申請者 市場規模としてはシキミのほうが多い。仏事に関してなのですが、関東と関西で違いがありまして、特に関西のほうでは基本的にシキミが使われていると。関東のほうではサカキが使われているのと、あと関東で使われるとしたら日蓮正宗であるとか、あと浄土真宗であるとか、そういったところで関東では需要があるので、一応関東だとそういうところにメインになるという事。あと、お焼香とかそういう加工品もあるので、そういったところも含めて市場規模としてはシキミのほうが大きいと聞いております。

事務局 もうちょっと大きな声でしゃべってください。マイクで拾うので。

7番ほか申請者 すみません。関東ではお葬式の時だとか、お花を供える習慣だと思うのです。花輪だとか。それが関西ですと、浄土真宗ですとか日蓮宗のほうですとシキミを輪っかにして備えるというのがすごく格式が高いそうなのです。シキミ自体は非常に香りが強くてお線香の原料にもなっております。シキミという名前の由来自体は幾つかあるのですけれども、1年中青々とした葉がきれいになるということで四季に美しいと書いて四季美という説と、先ほど〇〇のほう

からもありましたけれども、毒性が非常に強いので、悪しき実と書いてシキミと呼ばれるようになったというような語源になっております。余り確かに関東の方にはなじみの薄い植物だと思えるのですが、関西では一般的なお葬式、仏教のほうですね、日蓮宗、浄土真宗のほうではそちらが一般的なお供え物だと言われております。

16番委員 あと、管理する上で消毒の頻度とか、消毒の仕方ですよ。それを一体誰がどんな形でやるのかというところを具体的に教えていただければと思います。

7番ほか申請者 はい、分かりました。まず、誰がやるかに関しては、〇〇さんの従業員の主に役員はサツマイモを育てて、〇〇に本社があるので、そちらでやっておるのですが、重要な使用人として〇〇の在住の者がおりますので基本的にはその重要な使用人と、あとはパートさんというか、そちらの方々にやるということになります。特に消毒に関しては、下部の影響見込み書に記載をしていたかと思いますが、基本的にはカイガラムシの被害が大きいそうだったので、年に1度とか2度程度になるかなとは思っています。特にサカキとの違いなのですが、カイガラムシへの被害がちょっと起こりやすいというのを伺ってまして、収穫の時期としては植えてからシキミのほうが約2年ほどで収穫が始められるということは伺ってございまして、収穫の時期はサカキより早くなるのですが、その分管理はしっかりやっていかなければいけないというところがポイントになってくるかな、と思います。一応そんなところで大丈夫でしょうか。

16番委員 ありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

6番。

6番委員 初めて聞いたのですが、勉強不足で、成長具合と成木になってどのくらい、どういう。全然分からないのです。イメージが。

7番ほか申請者 イメージとしては、大体一般的なシキミが2mから5mと言われていて、大きく、年数がたったものとかだと10mを超える場合もあるのですが、大体2mから5mぐらいのものが多いかなと思います。

6番委員 それは剪定とかするわけ。

7番ほか申請者 そうですね。剪定して、葉が高くまでは伸びない、広がるようなというか、そういった形で剪定をして収穫するような形にはなります。

6番委員 うまくやって、見せてください。期待しています。

議 長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 有毒な植物ということだったのですけれども、周りのフェンスとかしっかりしたものは造られる予定ですか。

7番ほか申請者 フェンス自体は今回計画には入ってはいないのですけれども、シキミに実がなって、その実を食べてしまうと中毒を起こしたりとか、なのでフェンスはやらないにしろ、なるべく敷地の境界からは少し離して植える形にはなるかなと。獣よけという対策にもなるので。

14番委員 実が中華料理に使う八角とかそういうのに似てるらしいので、そういうものを取ってもしかしたら使ってしまうような人がいるかもしれないので、周りにはちゃんとしておいたほうがいいのではないかなと思いました。

7番ほか申請者 一応注意喚起というか、シキミでするので有毒ですみたいな注意喚起はしておいたほうがいいのかなと思いましたので、この後社長とも話して何かしらの対応を取ろうかなと思います。

議 長 ほかにありますか。

17番委員 なければ、17番から。どうも本日はご苦労さまです。今各委員さんから質問が出た中で、栽培がサカキだと収穫まで5年ぐらい。シキミだと2年目ぐらいで収穫ができる。

7番ほか申請者 2年で収穫が始められるというのは伺っています。

17番委員 収穫が早い。寿命ってどのぐらい。

7番ほか申請者 寿命がサカキの場合は70年とか80年位あったと思うのですが、シキミはどのぐらいだったか。木なので長く、というのは聞いています。

17番委員 それと、〇〇に在住の職員さんが1名ですか。

7番ほか申請者 〇〇は今1名と、あとはパートで今2名。

17番委員 その方も〇〇ですか。

7番ほか申請者 住所は〇〇に置いている。

7番ほか申請者 〇〇でもサツマイモを作っているのですが、〇〇のほうにちょっとアパートを借りまして、そちらのほうで今群馬県内の草刈りですとかやっています。ベトナム人の女性2人です。

17番委員 2人ですね。

7番ほか申請者 はい。

17番委員 そうすると、〇〇在住の方と合わせて3名。そのぐらいの人数がいれば当然管

理できると思うのですけれども、先ほど1名ということだったので。

7番ほか申請者 使用人としては1名ということで。

17番委員 1名では群馬県内全部網羅することは当然間に合わないでしょうし、通常はいいにしても収穫が始まったとき、さらに増員体制が必要だと思うので。その辺もしっかりしていただいて、先ほど6番委員からも意見がありましたが、我々安中市の農業委員会としてもシキミというのが初めての申請なので、この後の展開に対してもいろいろ興味がありますので、注視させていただきます。どうぞよろしくお願いします。本日はお疲れさまでした。

議長 15番。

15番委員 15番です。うちにも1本シキミがあるのですが、このぐらいの太さです。出荷するときは、どういうふうな形で出荷する。

7番ほか申請者 出荷としては、基本的には切り枝として80cmぐらいの枝に切って、大体単価で言うと5キロで4,000円とかそのぐらいになると伺っているのですけれども、大体80cm。

15番委員 実と葉っぱと。

7番ほか申請者 葉っぱです。

15番委員 葉っぱだけ。

7番ほか申請者 葉っぱと切り枝。

15番委員 実は何もしない。

7番ほか申請者 はい。基本的に。実が少ないほうが当然価値が上がってくるんですけれど、根をなるべく張らせることで、実が少なくなるそうだったので密植してしまうと根が張りづらくなってしまうので、きちんとした間隔をとってなるべく実を少なくする様にします。

15番委員 うちにあるシキミは、このぐらいの直径20センチぐらいの太さでお墓にあるのです。何もしていないのですけれども、毒があるというのは初めて分かりました。

議長 最後に、先ほど毒性が強くて周りに植えるということでしたので、ぜひ注意喚起を何か所かパネルで表記していただきたいと思います。間違っって子供が拾って行ってなんていうことがあっては困りますので。先日もヘビクサだか何とか草みたいのを食べた高校生が具合が悪くなってしまった、そういう話もありますので、そういうことのないようにぜひ注意して頑張ってください。ありがとうございました。

7番ほか申請者 確認した話だったのですけれども、シキミ農家さんの多くが露地栽培が多いみたいなのです。露地で栽培されている。特に関西が多いのかなと思うんですけど。パネルを設置することのメリットと言うか、緑色に葉の色が良くなるという事があったのでそういった意味も込めて、あと霜よけですね、冬場の霜をよけたりとか、そういったこともパネルがあることでメリットというのはあるそうだったので、最後ちょっと余談にはなるかもしれないのですが、そういった形でご意見いただいたことも十分注意しながら進めていきたいと思っています。

議 長 ほかにありますか。
なければ質疑を打ち切ります。
どうも説明ご苦労さまでした。

7番ほか申請者 ありがとうございます。

(議案第1号7番及び第2号3番案件申請者退出)

議 長 ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。
(休憩午後 2:53)

(意見取りまとめ)
(再開午後 2:53)

議 長 それでは、会議を再開します。
それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班からの報告を求めます。

1班。

1班班長 1班です。1班に付託されました審査議案は、農地法第3条の5番から7番の3件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 13番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番から4番の4件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
以上です。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 16番です。1班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番から3番の3件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 16番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、6番から8番の3件及び計画変更の1番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、9番から18番の10件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上。

議 長 3班。

3班班長 13番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から5番の5件と、及び計画変更の2番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

続いて、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法附則第5条（令和4年5月27日法律第56号）の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和5年6月26日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書7ページ記載の19件です。改正前の農業経営基盤強化促進法第3条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

委員

なし。

議長

なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員

挙手全員。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和5年第6回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 3時02分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和5年6月26日

安中市農業委員会会長

1番委員

9番委員